

【 検 査 】**３９８ マイコプラズマ抗原、核酸検出（肺炎、気管支炎等）の算定について**

《令和６年１２月２７日》

《令和８年６月１日更新》

○ 取扱い

マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない次の傷病名に対するD012「27」マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、「38」マイコプラズマ抗原定性（FA法）又はD023「6」マイコプラズマ核酸検出の算定は、原則として認められない。

- (1) 肺炎
- (2) 気管支炎
- (3) 慢性呼吸不全
- (4) 肺結核
- (5) 肺気腫
- (6) 気管支喘息

○ 取扱いを作成した根拠等

マイコプラズマ感染症は、*Mycoplasma pneumoniae*によって引き起こされる小児や若年成人の上気道炎、気管支炎、肺炎の原因として比較的多く見られる。

また、マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、マイコプラズマ抗原定性（FA法）、マイコプラズマ核酸検出は、いずれもマイコプラズマ感染の診断に用いられる検査である。

したがって、これらの検査を算定するに当たっては、マイコプラズマ感染の診断目的で実施されたことが明確である必要がある。

以上のことから、マイコプラズマ感染症（疑い含む。）のない上記の(1)から(6)の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。